

### 事業年度ごとの報酬総額の上限について

役員等報酬規程 別表4に定める事業年度ごとの報酬総額は、同規程別表1、2、3に定める各報酬をもとに算出。

別表1に定める各会議及び別表2に定めるその他の業務に関しては、当法人のこれまでの実態に基づき実施回数を想定。

役員等の区分	事業年度ごとの報酬総額の上限	内訳		
理事長	20万円	別表1に定める各会議への出席報酬	7,000円×7回	49,000円
		別表2に定める行事・研修・出張等業務報酬	15,000円×10回	150,000円
常勤常務理事	550万円	別表3に定める月額報酬+通勤手当	310,000円×12か月	3,720,000円
		別表3に定める期末勤勉手当	300,000円×4.7か月	1,410,000円
理事	50万円	別表1に定める各会議への出席報酬	7,000円×7回×6名	294,000円
		別表2に定める行事・研修・出張等業務報酬	10,000円×3回×6名	180,000円
監事	30万円	別表1に定める各会議への出席報酬	7,000円×10回×2名	140,000円
		別表2に定める行事・研修・出張等業務報酬	10,000円×7回×2名	140,000円
評議員	50万円	別表1に定める各会議への出席報酬	7,000円×4回×8名	224,000円
		別表2に定める行事・研修・出張等業務報酬	10,000円×3回×8名	240,000円
評議員選任・解任委員	5万円	別表1に定める各会議への出席報酬	7,000円×2回	14,000円
		別表2に定める行事・研修・出張等業務報酬	10,000円×3回	30,000円